

平成26年度 静岡県建築士会西部ブロック事業研修委員会 主催講習会

『検査済証のない建築物に係る基準法適合・最近の建築基準法改正等』

『2D・3D-CAD の魅力・活用方法』講習会 報告書

本年度の、西部ブロック（浜松・中遠・小笠地区）事業研修委員会主催による
第一部『検査済証のない建築物に係る基準法適合・最近の建築基準法改正等』
第二部『2D・3D-CAD の魅力・活用方法』の2本立講習会を、12月6日にホテルコンコルド
浜松にて、受講者85名と大勢の参加で開催致しました。



開会の辞



小林 西部ブロック副ブロック長挨拶



受付の様子



講習会 会場の様子

第一部前半では、一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 副理事長 鈴木行雄様をお招きし、『検査済証のない建築物に係る基準法適合調査』・『最近の建築基準法改正』の2つのテーマについて講演をして頂き、第一部の後半では、一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 企画・営業部 企画営業課 主幹 鈴木令二様より『改正省エネ法』・『電子事前申請（マークス）』について説明して頂きました。



講師 鈴木行雄様



講師 鈴木令二様

○『検査済証のない建築物に係る基準法適合調査』としては、国土交通省より平成 26 年 7 月に建築基準法適合状況調査のためのガイドラインが発表され、既存建物ストックの有効活用を行って頂きたい。想定される活用は、増改築・用途変更などの確認申請での既存建物の証明、中古建物の売買における物件判断資料、金融機関などに対する融資判断資料などが考えられます。当センターも 10 月 10 日より業務を開始しました。相談でも構いませんので、気兼ねなく最寄りのセンターにお越し下さいと説明がありました。

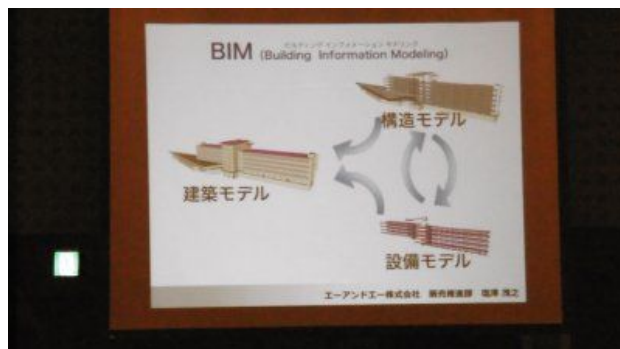
○『最近の建築基準法改正』としては、平成 26 年建築基準法大改正が始まりました。すでに公布されたもの、今後されるもの、すでに施行されたものの概要説明がありました。いずれも 2 年以内施行になりますので、注意して業務してくださいと説明がありました。

○『改正省エネ法』・『電子事前申請(マークス)』としては、改正内容の概要と経過措置期間が、非住宅は、平成 26 年 3 月 31 日まで、住宅は、平成 27 年 3 月 31 日までとの説明がありました。電子事前申請(マークス)については、当センターで電子による事前審査を開始しましたので、申請してみたい方は当センターにご連絡くださいと説明がありました。

第二部では、エーアンドエー株式会社 営業本部販売推進部 次長 塩澤茂之 様をお招きし、『2D・3D 連動 CAD の魅力・必要性・BIM とは?』・『2D・3D 連動 CAD の活用法・BIM 設計』のテーマについて講演をして頂きました。



講師 塩澤茂之様



プロジェクターによる説明

○『2D・3D 連動 CAD の魅力・必要性・BIM とは?』としては、魅力・必要性として、2D と 3D で違う CAD ソフトを使って作図するより、時間短縮・相違がなくなる点が一番のメリットとなります。BIM とは「Building Information Modeling」の略称。コンピュータ上に作成した 3 次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することと説明がありました。

○『2D・3D 連動 CAD の活用法・BIM 設計』としては、実際に CAD ソフト Vectorworks を用いて操作方法・2・3D 図面表現・BIM 設計方法等プレゼンしていただきました。

結びに、企画・構成・準備と貴重なお時間割いていただきました事業研修委員会の皆様お疲れ様でした。多大なご協力を頂きました事に感謝致します。

事業研修委員会 内田 明義